

松江市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年3月26日付け松江市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成20年6月6日

松江市監査委員 小松原 操  
 松江市監査委員 伊原 正人  
 松江市監査委員 田村 昌平

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 旅費について                      一部に軽微な算定ミスがあり、精算・戻入を指示したものがあつた。また、実費精算が厳格化された航空賃について誤りではないものの、一般価格で購入されたもののうち、特別割引切符の購入が可能であると思われるものが一部に見受けられた。運用基準について再度周知徹底を図り、経費削減に努められたい。                      (人事課)</p> <p>(2) 事務事業について                      総合力の発揮について                      ア 巨額の投資により面的整備を進めてきた下水道については、その効果を十分に発揮するよう接続率の向上を目指し努力されているが、一方ではし尿処理施設の維持管理にも相当の経費を必要としている。部局を超えて、相互の情報交換、汲み取り世帯の減少への目標数値の設定や具体的な取組みなど緊密な連携をとり、両施設の効率的な維持管理に努められたい。                      (下水道業務課・清掃業務課)</p>	<p>(1) 旅費について                      航空機旅行における特別割引切符の利用促進及びOA書庫掲載の「旅費規定及び運用方針」について、各課通知(H20.4.8付)により再度周知徹底を図ったところである。                      (人事課)</p> <p>(2) 事務事業について                      総合力の発揮について                      ア 公共下水道、集落排水の供用開始区域においては工事説明会での接続勧奨や供用開始後においても未接続世帯への接続勧奨を積極的に行っています。また公共・集排での生活排水処理が困難な地域の皆様には、松江市で設置・管理を行う公設浄化槽事業による支援を実施しており、年3回の松江市広報でのPRや戸別に案内文の郵送等を行って、普及に努めているところです。                      今後は、し尿処理業務を行っている清掃業務課とも連携を取り、接続率向上に役立てたいと思います。また、その他の地域においても浄化槽への切替え等をPRし、今以上に下水道の普及に努めたいと考えています。                      また、下水道施設から発生する汚泥については、効率的な処理方法として今後もし尿処理施設での処理を行う考えであり清掃業務課や県穴道湖東部浄化センターと協議中です。                      (下水道業務課)</p> <p>ア 下水道供用開始区域内における未接続世帯については、下水道業務課と十分な連携強化を図り、汲み取り世帯の減少に努めてまいります。                      なお、し尿処理施設の効率的な運営に向けて現在、県穴道湖東部浄化センター（県下水道推進課）や市下水道関係課と協議中であり、平成20年度中に方針を決定し具体的な対策を講じて</p>

イ 放課後児童対策については、需要が増大する児童クラブの拡充に努められるとともに、放課後子ども教室を手がけ、また、所管も本年度教育総務課に放課後子どもプラン係を新設し教育委員会に統一されたところであるが、同じ児童を対象とした学校教育と放課後児童対策との連携や情報共有が重要であり、施設の利用を含めて一層の協力関係を構築されたい。

(教育総務課)

安全・安心への対策について

ア 学校・幼稚園・保育所の施設や遊具の点検、公の施設の危機管理体制について、子どもの視線などさまざまな視線で見た具体的でわかりやすいチェック項目を定め、周知徹底されたい。

(行政改革推進課・子育て課・教育総務課)

いきます。

(清掃業務課)

イ 平成20年度に「松江市放課後子どもプラン(仮称)」を策定し、児童クラブ事業、子ども教室事業が円滑に実施できるよう努めるとともに、放課後や休日に児童を対象とした事業を実施する関係課や機関との連携を図りながら放課後児童対策を実施する。

また、平成23年度までに市内全校区に子ども教室を開設する計画に基づき、各校区において、学校、地域、家庭が子どもたちの放課後の現状を把握し、課題を共有しながら、各校区の実情に即した放課後の拠点づくりを実施できるよう支援する。

(教育総務課)

安全・安心への対策について

ア 子どもの利用が想定されており、指定管理者制度を導入している施設を所管する各課に対し、子どもの視線などさまざまな視線で見た具体的でわかりやすいチェック項目を定めることにより、安全管理を徹底するよう指導しました。

指定管理者制度の導入に伴う施設の適正な管理について、今後も各課に対する指導を継続してまいります。

(行政改革推進課)

ア 施設や遊具の点検について

既存のチェック項目は簡易な内容であるため、現在、より具体的で詳細なチェック項目を作成中です。出来次第、全公立保育所(園)・幼稚園へ周知します。

また、定期点検等で不良が認められた施設・遊具については、年次的・計画的に補修していきます。

施設の危機管理体制について

文部科学省が示した危機管理マニュアルを基に、各所・園において独自のマニュアルを作成しています。今後は統一的・総合的なマニュアルを作成するよう努めます。

休園時の児童の遊具の使用について

地域に子どもが安全に遊べる場所がないなどの理由から休園時に園庭を開放している園や、開放はしていないが施設の構造上、子どもが自由に園庭に出入りできる園も多数あります。

休園時の施設管理をどうするかについては、それぞれの地域事情を踏まえ検討していきます。

(子育て課)

ア 現在、遊具を含む学校体育施設は、各学校で毎月実施される安全点検と専門業者による隔年

イ 朝食欠食・孤食・偏食や食品の安全性の問題など児童生徒の食生活が脅かされている。学校給食に限らず、食の大切さ、食品のはたらき、地産地消など食育への関心を高めようと松江市食育推進計画が策定される所であり、学校教育においても児童生徒の食生活改善に向けて積極的に取り組まれるとともに、学校給食の安全性確保と危機管理に万全を期されたい。

(学校給食課)

の安全点検の結果により、速やかな対応をとり、児童・生徒の安全確保に努めている。

今後はこれらの点検時のチェック項目を検討し、更なる安全確保に努める。

(学校管理課)

イ 学校給食におきましては、安全・安心な給食の提供を大前提としており、特に食中毒の発生や異物混入の防止に関し日々配慮しているところであります。しかしながら、食品への農薬混入、食品偽装といった想定外の事件が相次いで起きていることから、管理・監督を十分に行い更なる安全性の確保と危機管理の徹底に努めてまいります。また、今後も関係各機関との連携を図るとともに、地産地消を積極的に導入するなど、更に安全・安心な給食の提供に向け取り組んでまいります。

(学校給食課)